

# 審 査 基 準

令和7年3月1日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第3条
処 分 の 概 要 : 古物市場主の許可
原権者 (委任先) : 三重県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第4条 (許可の基準) 第5条第1項 (許可の手続) 古物営業法施行規則第1条 (暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第1条の2 (心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を 適正に実施することができない者) 第1条の3 (許可の申請) 第2条 (古物の区分)
審 査 基 準 : 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な 営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 50日
申 請 先 : 古物市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課 (生活安全刑事課)
問 い 合 わ せ 先 : 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課 (059-222-0110) 又は警察署の生活安全課 (生活安全刑事課)
備 考 :